

	<b>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を一部変更 区立小中学校を5月6日まで臨時休業とします</b>
と き	4月3日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>政府の専門家会議は4月1日、東京など「感染拡大警戒地域」は学校の一斉臨時休業を検討すべきなどの新しい提言を行いました。</p> <p>これを受け東京都は、4月1日、都立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定し、小中学校においても同様の措置を取るよう各区市町村に要請した。</p> <p>練馬区でも感染拡大が続き、感染者は25名に達している。そこで区は、これまでの方針を一部変更した。変更した点は、以下の3点である。</p> <p>①区立小中学校は、4月6日（月）から5月6日（水）まで臨時休業とする。ただし、入学式・始業式は、規模や内容等を縮小し、感染防止対策を講じた上で、予定した日程で実施する。</p> <p>②区立幼稚園、保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営するが、感染を最大限予防するため、区立小中学校の休業期間中は、保護者の皆様に可能な範囲で登園（室）の自粛をお願いする。</p> <p>③児童館は、不特定多数の子供たちが大勢来館し、感染防止対策にも限界があるため、区立小中学校の休業期間中は休館とする。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和2年4月3日付け）

別添1のとおり

【区立小中学校の休業の措置等について】

別添2のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 庶務係

電話03-5984-2762